

広島市無電柱化推進計画の概要(令和6年3月改訂)

1 これまでの取組

(1) 国の取組

国では、昭和61年度から3期にわたる「電線類地中化計画」、平成11～15年度の「新電線類地中化計画」、平成16～20年度の「無電柱化推進計画」、平成21～29年度の「無電柱化に係るガイドライン」を策定し、これまでは、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等から無電柱化の整備を推進してきました。

しかしながらその整備水準は、欧米はもとよりアジアの主要都市と比較しても大きく立ち後れている状況であり、全国には依然として約3,600万本の電柱が建っており、さらに毎年約7万本ずつ増加している現状です。

また、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者等の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により、その必要性が増しているところです。

こうした無電柱化をめぐる近年の情勢の変化を踏まえ、平成28年12月に災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する基本理念、国の責務、推進計画の策定等について定めた「無電柱化の推進に関する法律」(以下、無電柱化法という。)が施行され、平成30年4月には、無電柱化法第7条の規定に基づき、「無電柱化推進計画」を策定しました。

現在、無電柱化法に基づき策定した「無電柱化推進計画」に沿って、無電柱化を推進しています。

(2) 本市の取組

ア これまでの取組

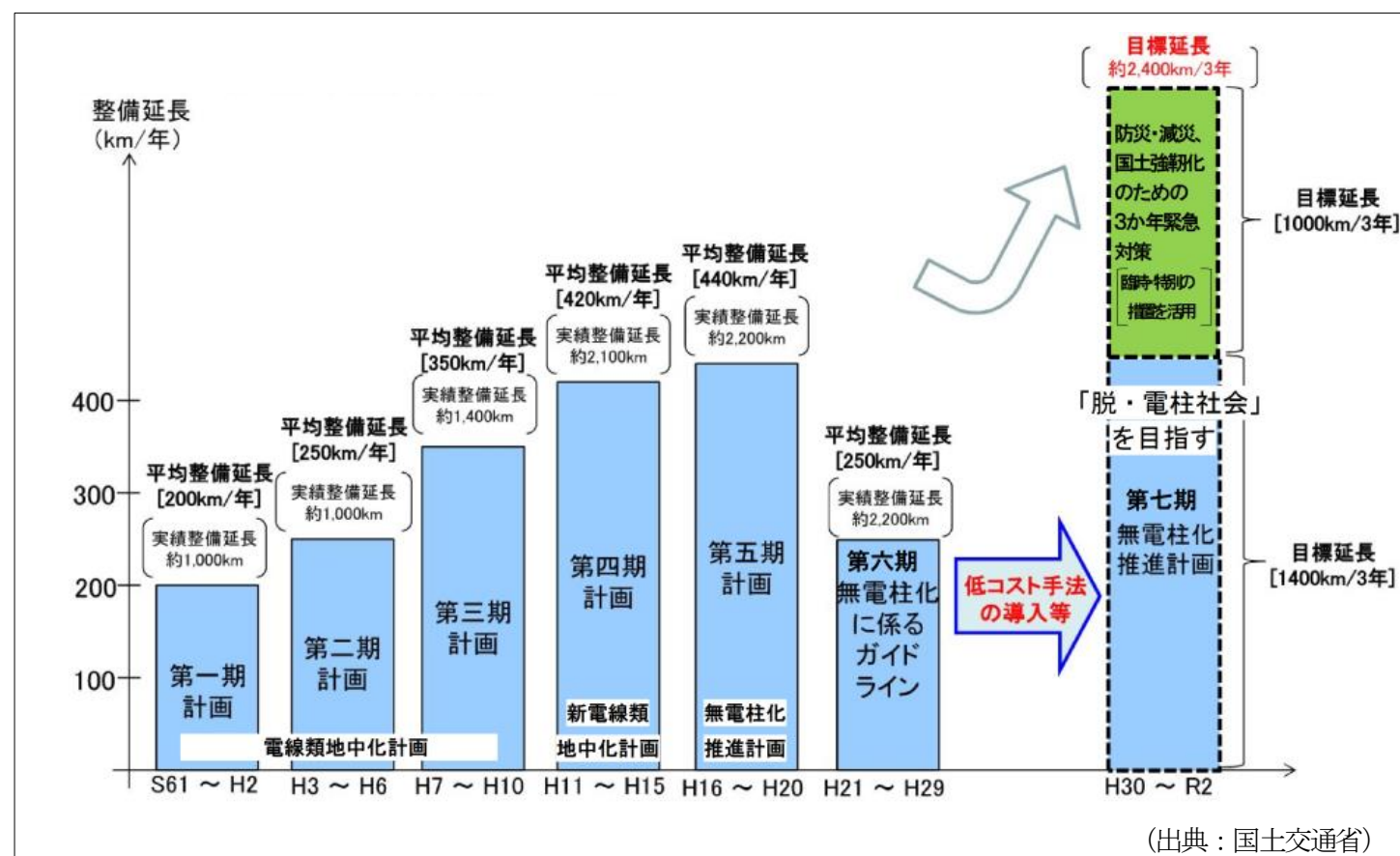
本市においては、無電柱化の整備手法として、主に電線類の地中化を行っており、整備にあたっては、歩道等へ地上機器(変圧器)を設置する必要があることから、歩道幅員が3.5m以上又は2.5m以上で地上機器の設置スペースが確保できる路線を対象とし、これまで、災害発生時の避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である緊急輸送道路などを優先的に整備を進めてきました。

また、道路整備後に緊急輸送道路として指定される予定の都市計画道路においても、道路整備に合わせて電線類の地中化整備を行っています。

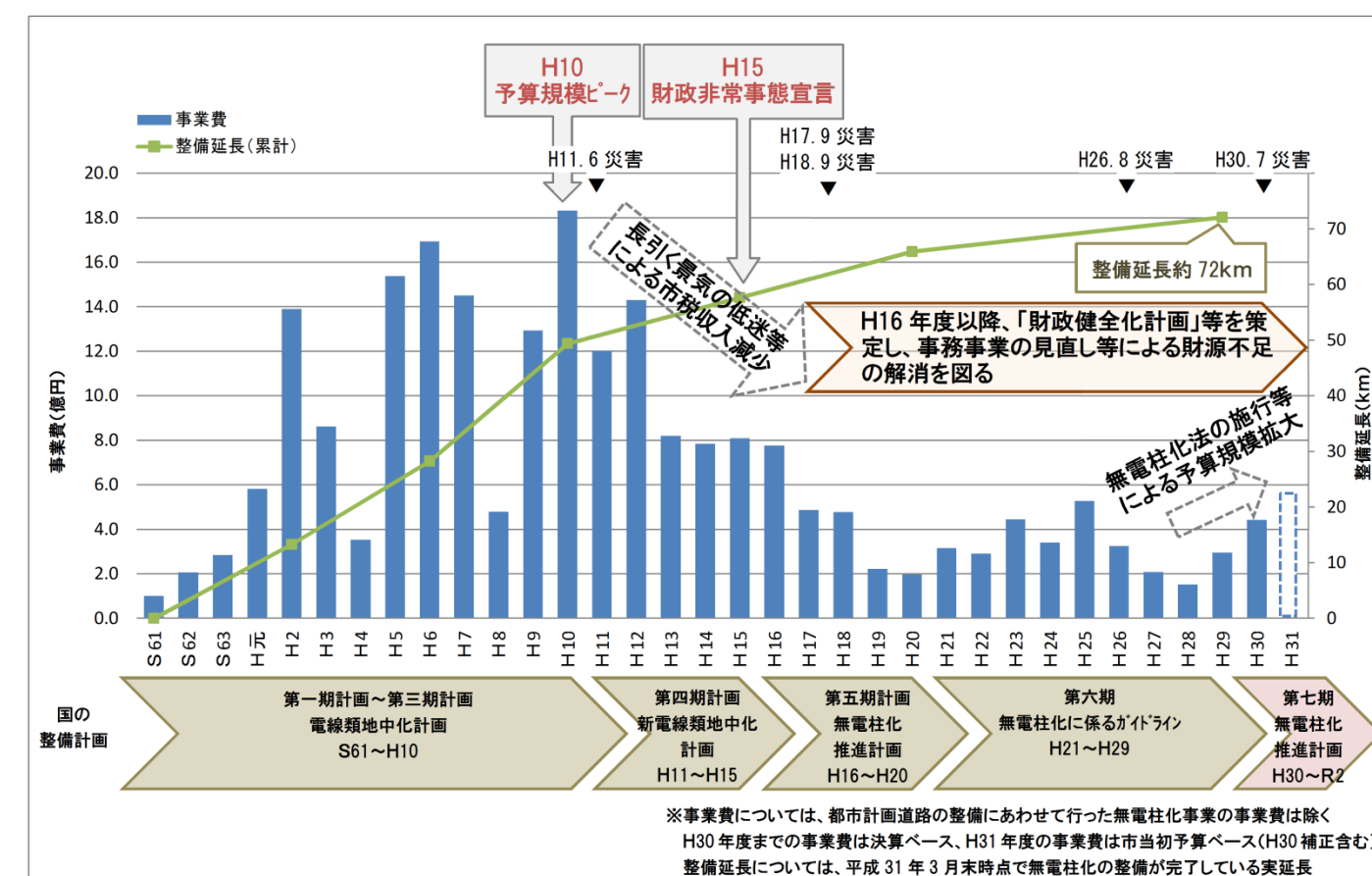
イ 無電柱化の整備状況

中国地方の道路管理者や電線管理者等で構成する中国地区電線類地中化協議会において、整備箇所の合意を得たうえで昭和61年度から計画的に整備を行っており、広島市域における本市が管理する道路の電線類地中化計画の延長は約100.4kmで、平成30年度末時点で約72kmの整備が完了し、進捗率は約71.8%となっています。

【全国における第1期から第6期までの整備延長及び第7期の整備目標延長】



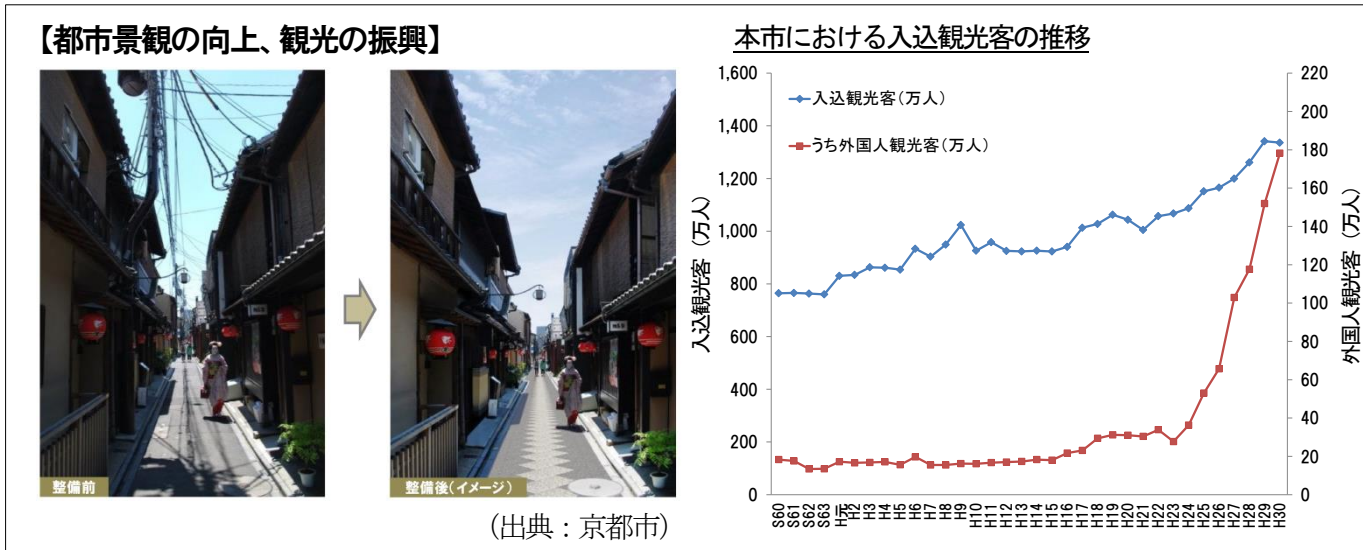
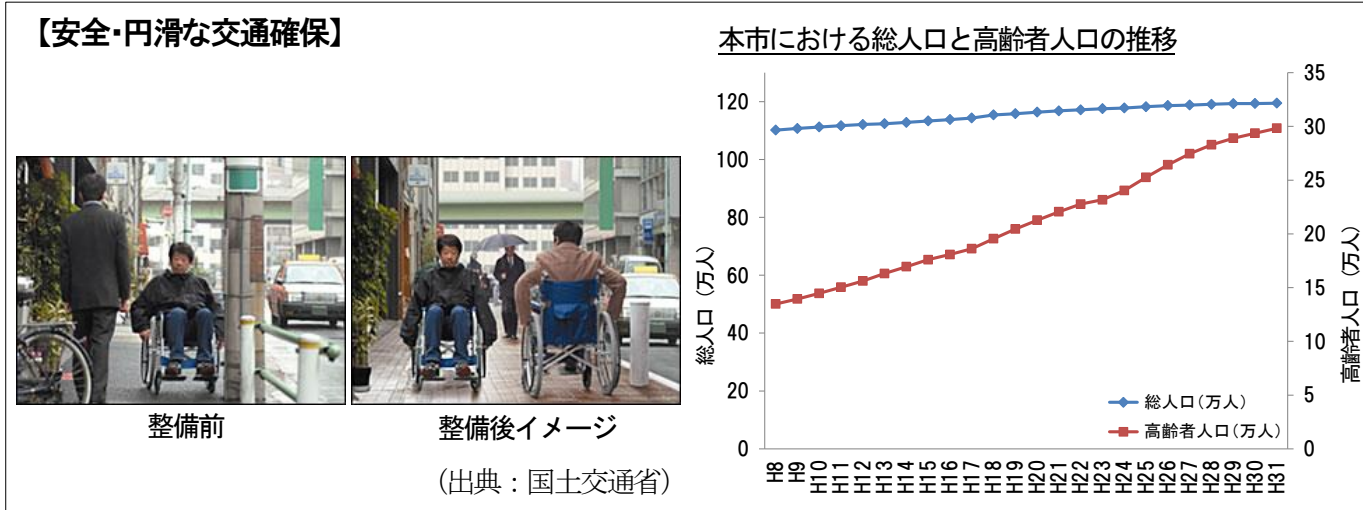
【本市における無電柱化の事業費と整備済み延長の推移】



2 無電柱化の推進に関する基本的な方針

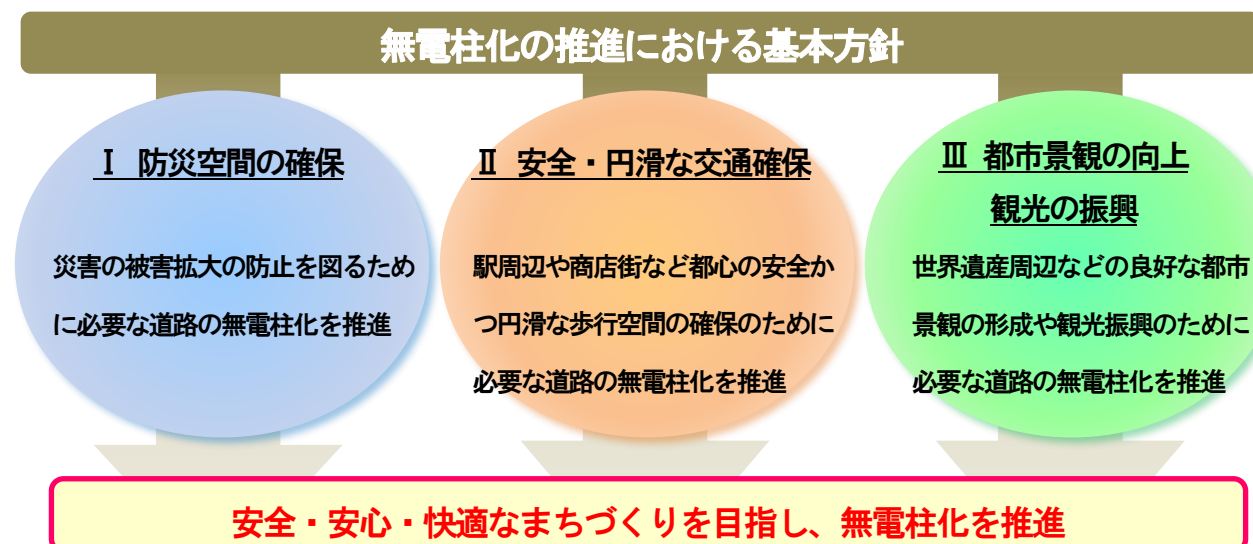
(1) 今後の無電柱化の方向性

これまで優先的に無電柱化の整備を進めてきた緊急輸送道路などの「防災空間の確保」とあわせて、今後は、紙屋町・八丁堀地区が都市再生緊急整備地域に指定されたことを踏まえ、まちなかの回遊性の向上や増え続ける高齢者等の移動の円滑化に配慮した「安全・円滑な交通確保」、世界遺産や主要な観光施設周辺の「都市景観の向上、観光の振興」を目的とした無電柱化の推進を図る必要があります。



(2) 無電柱化の推進に関する基本的な方針

都市づくりの一環である無電柱化の整備においても、都市づくりの目標や災害の激甚化・頻発化、高齢者等の増加や、観光需要の増加等を踏まえたうえで、以下の基本的な方針に基づき無電柱化を推進します。



3 無電柱化推進計画の期間

令和元年度から令和10年度までの10年間とします。

4 無電柱化の推進に関する目標

本市における無電柱化の推進に関する目標は、無電柱化の整備に関する直近3か年（平成29～31年度）の予算を基に計画期間内に整備が可能な事業量を考慮して、「優先整備路線」の整備完了を目指します。

また、「整備候補路線」については、優先整備路線の進捗状況を踏まえ、電線管理者等の調整が整った路線から順次整備着手を目指します。

なお、目標を達成するため、低コスト手法の導入検討や国の補助制度の活用等を図りながら、無電柱化を着実に進めます。

I 防災空間の確保

緊急輸送道路や避難路・物流拠点へのアクセス道、避難路等、災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路について、無電柱化を推進します。

◆整備完了 約66.4 km ⇒ ◆目標 約73.6 km

II 安全・円滑な交通確保

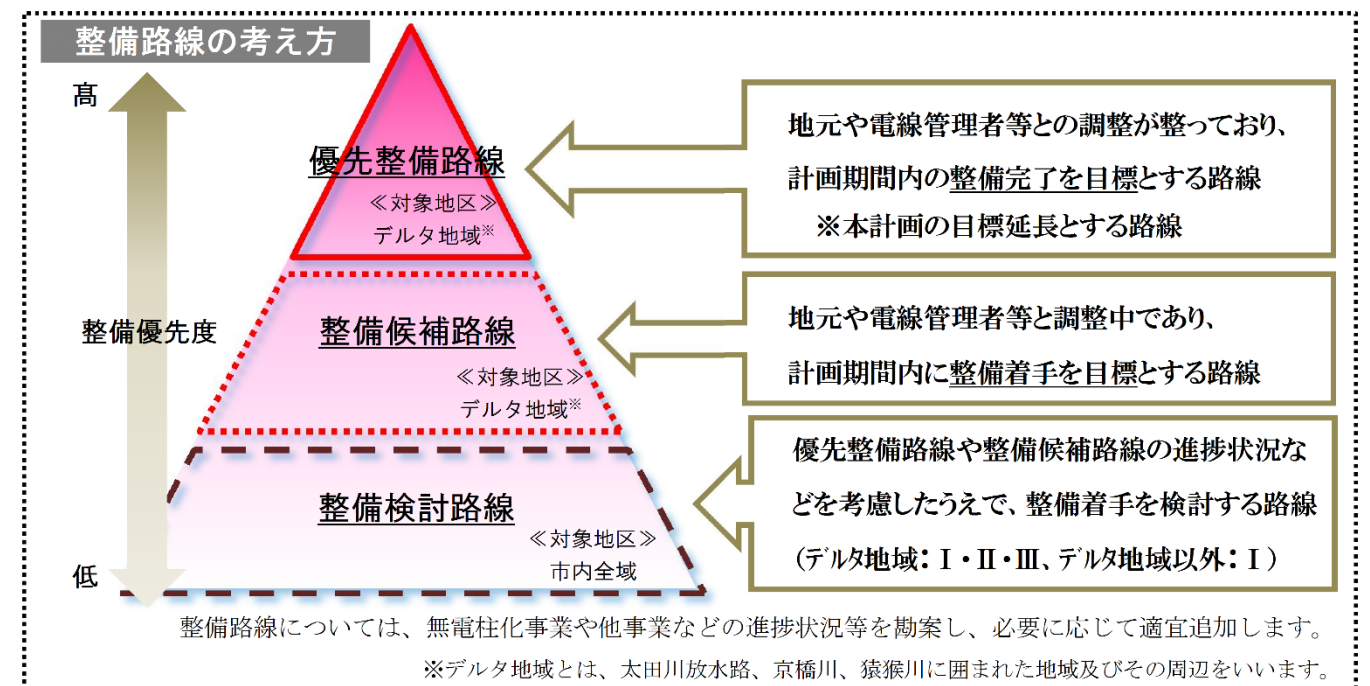
本市都心部の駅周辺や商店街、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づく特定道路等のバリアフリー化が必要な道路など安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化を推進します。

◆整備完了 約36.6 km ⇒ ◆目標 約37.9 km

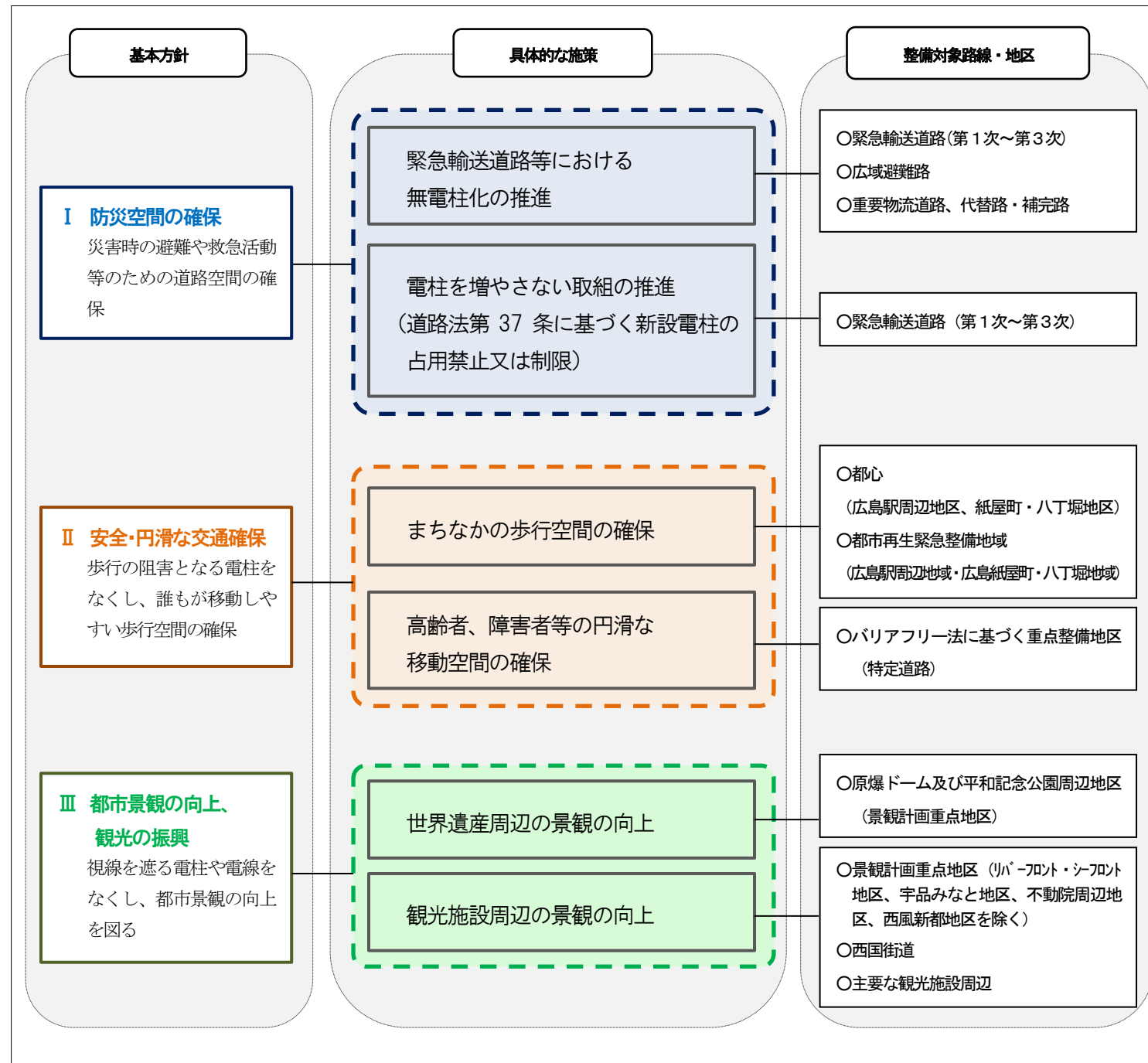
III 都市景観の向上、観光の振興

世界遺産の周辺やその他、主要な観光施設周辺における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進します。

◆整備完了 約59.6 km ⇒ ◆目標 約61.0 km



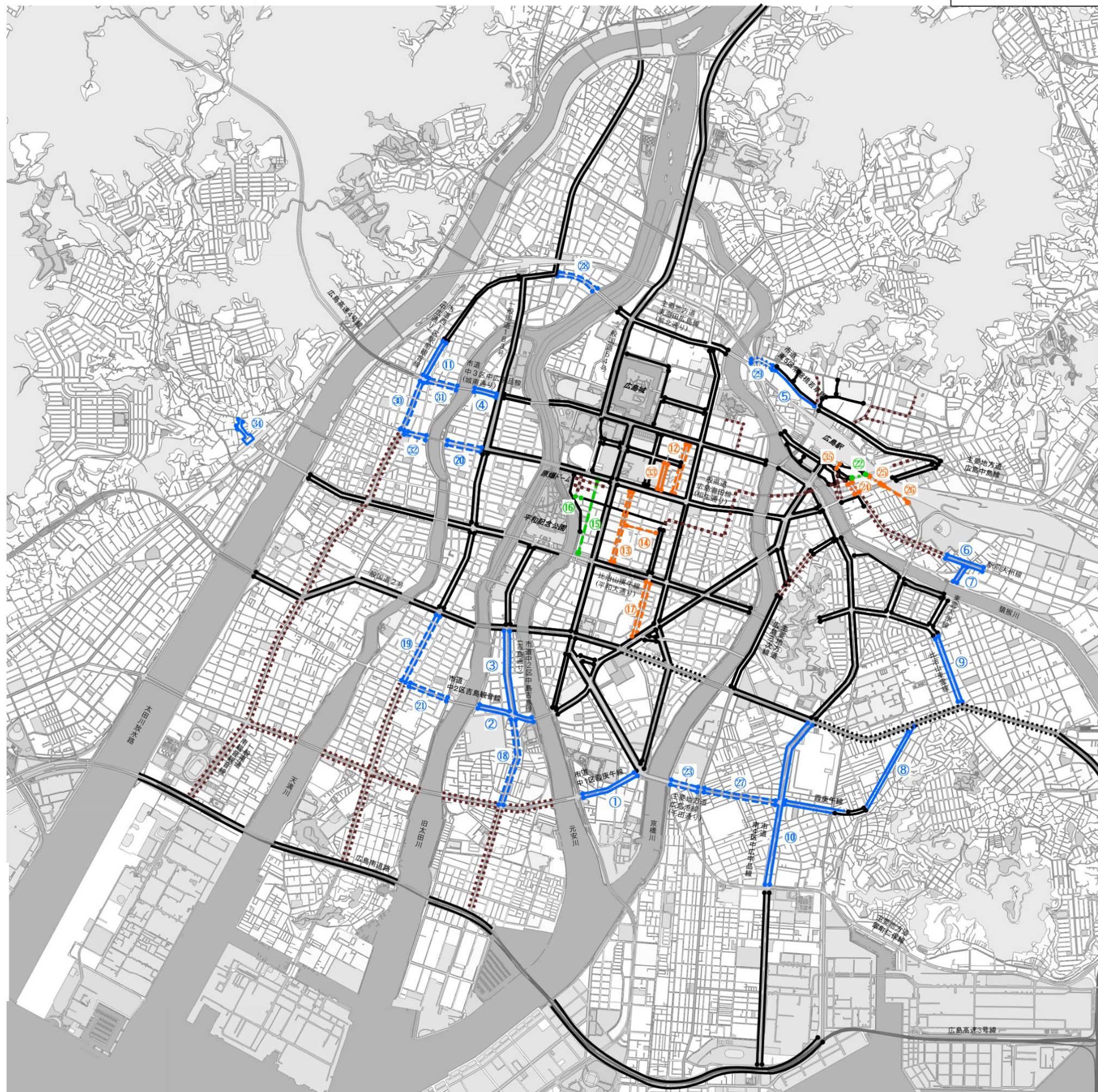
5 無電柱化の推進に関する具体的な施策



6 整備対象路線

次ページの整備対象路線位置図参照

【整備対象路線位置図】



デルタ地域



優先整備路線

番号	区名	路線名	整備延長* (km)	基本方針		
				防災空間の確保	安全・円滑な交通確保	都市景観の向上・観光の振興
①	中区	市道 中1区震庚午線	0.84	○		
②		市道 中2区吉島観音線	0.34	○		
③		市道 中2区中島吉島線	0.60	○		
④		市道 中3区中広宇品線	0.21	○		
③	東区	市道 中1区112号線	0.50	○	○	
⑤		市道 東5区常盤橋若草線	0.29	○	○	○
⑥		都市計画道路 駅前大州線	0.46	○	○	○
⑦		都市計画道路 東雲大州線	0.56	○	○	○
⑧	南区	都市計画道路 震庚午線	1.82	○		
⑨		都市計画道路 比治山東雲線	0.23	○		
⑩		市道 南4区中広宇品線	1.10	○		
⑪		市道 南1区駅前吉島線	0.03	○	○	○
⑫	南区	主要地方道 広島三次線	0.01	○	○	○
⑬		市道 南1区駅前大州線	0.02	○	○	○
⑭		市道 南1区13号線	0.03	○	○	○
⑮	西区	市道 西1区駅前観音線	0.20	○		
⑯		都市計画道路 己斐中央線	0.52	○		
整備延長計			7.76	7.20	1.34	1.40

整備候補路線

番号	区名	路線名	整備延長* (km)	基本方針		
				防災空間の確保	安全・円滑な交通確保	都市景観の向上・観光の振興
⑫	中区	市道 中1区110号線	0.80		○	
⑬		市道 中1区191号線	1.10		○	
⑭		市道 中1区203号線	0.30		○	
⑮		市道 中1区212号線	1.10		○	○
⑯		市道 中1区218号線	0.06			○
⑰		市道 中1区251号線	0.80			
⑱		市道 中2区中島吉島線	1.30	○		
⑲	中区	市道 中3区横川江波線	1.20	○		
⑳		市道 中3区天満矢賀線	0.58	○		
㉑		市道 中3区吉島観音線	0.79	○		
㉒	東区	市道 東5区常盤橋若草線	0.32	○	○	○
㉓		主要地方道 広島中島線	0.16	○	○	○
㉔	南区	主要地方道 広島港線	0.40	○		
㉕		市道 南1区駅前大州線	0.14	○	○	○
㉖		市道 南1区19号線	0.14	○	○	○
㉗		市道 南1区23号線	0.24	○	○	○
㉘	西区	市道 南4区震庚午線	1.18	○		
㉙		主要地方道 東海田広島線	0.63	○		
㉚		市道 西1区駅前観音線	0.80	○		
㉛		市道 西1区中広宇品線	0.48	○		
㉜	西区	市道 西1区天満矢賀線	0.36	○		
㉝		整備延長計	12.88	8.34	5.10	2.16

整備検討路線

	基本方針	
	防災空間の確保	該当路線
デルタ地域	防災空間の確保	一般県道南観音線、市道西1区駅前観音線 など デルタ地域の「防災空間の確保」に該当する路線
	安全・円滑な交通確保	市道中1区214号線、市道東5区39号線 など デルタ地域の「安全・円滑な交通確保」に該当する路線
	都市景観の向上・観光の振興	市道中3区45号線、市道南3区7号線 など デルタ地域の「都市景観の向上、観光の振興」に該当する路線
デルタ地域以外	防災空間の確保	緊急輸送道路 など デルタ地域以外の「防災空間の確保」に該当する路線

凡例		
平成30年度までに整備完了(国施工含む)	——	
整備中路線(国施工)	----	
優先整備路線	防災空間の確保	——
	安全・円滑な交通確保	——
	都市景観の向上、観光の振興	——
整備候補路線	防災空間の確保	----
	安全・円滑な交通確保	----
	都市景観の向上、観光の振興	----
整備検討路線	

※整備完了・整備中路線は、国土交通省により整備が行われた直轄国道を含む。

※路線の色は、3つの基本方針のうち、地区特性等を踏まえた代表的な基本方針の色により表示している。